

令和7年4月

おおちゃん地元応援券取扱事業所募集要項
(プレミアム付商品券)

大槌商工会

おおちゃん地元応援券(以下商品券という)の取扱事業所の登録にあたり、取扱いをする事業所の募集要件は次のとおりです。

1. 商品券発行者

大槌商工会

2. 募集期間

令和7年4月25日(金) ～ 令和7年5月15日(木) …(チラシ掲載の為の期限)

申請が遅い場合には、町内に配布するチラシの「取扱店一覧」に未掲載となります。なお、申請書の提出が間に合わない場合には電話等での申し込みでも受付いたします。

また、募集期間を過ぎても随時申請の受付を行います。

3. 取扱事業所資格

大槌町内で営業している事業所に限る。なお、事業所の本拠地が大槌町外であっても、大槌町内に営業店を有する場合には町内営業所が対象です。

ただし、下記の事業所を除く。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- ・ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ・ 入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等。
- ・ 商品券の利用対象とならないものの取引又は商品のみを取り扱う店舗等。

4. 取扱金融機関

本会が換金の振り込みに利用する金融機関は下記の2行になります。口座が無い場合には、口座を開設して申し込みして下さい。

取扱金融機関：(株)岩手銀行大槌支店 (株)北日本銀行大槌支店

5. 取扱事業所の応募方法

所定の申込書「おおちゃん地元応援券取扱事業所申込書(様式1)」に必要事項を記入の上、

大槌商工会に提出して下さい。

併せて、「口座振込登録依頼書(様式2)」を提出して下さい。なお、昨年度事業に参加され、振込先の変更がない場合には、「口座振込登録依頼書(様式2)」の提出は不要ですが、申込書の「振込口座の変更の有無」欄の「無」に○をつけてください。

また、一事業者が複数事業所を登録する場合は「取扱事業所一覧(様式3)」を併せて提出して下さい。

6. 取扱事業者の登録・周知

募集期間に申し込みのあった事業所について、審査を行った後、取扱事業所として登録した事業所にポスターを配布しますので、取扱事業所は商品券を取り扱う店舗ごとに、必ずポスターを掲示し商品券のPRに協力して下さい。

取扱店舗名は、当商工会のホームページに掲載すると共に、商品券購入者へ取扱店一覧として配布いたします。

7. 商品券の取り扱い

(1) 商品券の使用期間及び取り扱い方法

①取扱事業者は、商品券を持参した消費者に対して、下記商品券取扱期間内に限り、商品券の額面金額に相当する物品・役務の提供を行ってください、事業者が、商品券の対象にならない物品・役務を設定することは構いませんが、店舗内外の見えやすいところにその旨の表示するなど、消費者によくわかるようにしてトラブルが起らないように配慮して下さい。

②商品券は額面 500 円の 25 枚綴りです。内、10 枚(5,000 円分)は、小規模店専用の商品券で色分けしてあります。大規模小売店では受け取り(使用)出来ません。

1 冊(25 枚)の内訳 : 共通券 15 枚(7,500 円分)、小規模店専用券 10 枚(5,000 円)

③商品券が使用できない品目は以下の通りです。

- ・ 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- ・ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙等の換金性の高いもの。
- ・ たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ。
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うものへの支払い
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

④商品券の使用期間:令和7年6月13日(金)から令和7年12月12日(金)まで

(2) 商品券使用上の注意事項

- ① つり銭は出さないこととします。
- ② 現金との引き換えは出来ないものとします。
- ③ 使用できる店舗は取扱事業所のみとします。
- ④ 使用期間経過後の商品券は無効といたします。
- ⑤ 消印された商品券は無効といたします。
- ⑥ 番号のない商品券、著しく汚損、き損した商品券は無効です。
- ⑦ 商品券の盗難、紛失または滅失等に対し、発行者はその責を負いません。
- ⑧ 原材料の仕入れや買掛金の支払いなどの事業者間の取引には使用できません。
- ⑨ 自ら商品券を購入し自店舗で使用されたかのように偽り換金するなど不適正な取扱いが発覚した場合、取扱事業所の登録を取り消すと共に、登録取り消しの周知を行い、以降の換金を禁止する場合があります。

8. 換金手続き

取扱事業者は、消費者から受け取った商品券を次のとおり換金精算して下さい。

- ① 消費者より受け取った商品券の取扱店欄に店名を押印又は記入し、商品券を消印して下さい。消印された商品券(以下、「使用済商品券」という)は、以後、換金以外には使用できません。
- ② 換金に当たっては、「使用済商品券換金依頼書(様式4)」に使用済商品券を添えて、下記換金期間内の換金指定日に、商工会に持参して下さい。
 - ※ 換金期間: 令和7年6月23日(月)から令和7年12月24日(水)まで
 - ※ 換金指定日及び受付時間
 - 換金受付日: 期間内の月曜日、火曜日、水曜日
 - 換金受付時間: 午前9時から午後5時まで
 - 祝祭日は受付いたしません。
- ③ 換金は、換金申し込みの翌日から15営業日以内に指定口座に振り込みいたします。
- ④ 換金額は、額面(500円)の金額になります。
- ⑤ 換金期間経過後の換金依頼は理由の如何に関わらず応じかねますので、予め了承願います。
 - ※ 換金申込締切日: 令和7年12月24日(水)
 - ※ 商品券使用期間: 令和7年12月12日(金)

問合せ先

大槌商工会

TEL : 0193-42-2536 FAX : 0193-42-3424